

佐世保市地域コミュニティ推進事業交付金（概要）

概要

地域課題に取り組み、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として活動している地区自治協議会の活動・運営にかかる経費に対して交付しています。地域運営の要となる地区自治協議会の活動がより活発になり、自分たちの手によるまちづくりがより一層促進されるよう、令和7年度より補助金を交付金化しました。

交付対象者

佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき、市長の認定を受けた「地区自治協議会」です。

交付金の対象事業

- ①地域コミュニティに関する事業
- ②生涯学習の推進に関する事業
- ③青少年の健全育成に関する事業
- ④事業実施に必要な事務局人件費

交付率

対象経費の10分の10以内

交付金の額

1地区自治協議会あたり基礎額271万円を交付しています。

※人口要因などにより加算等があります。

※令和7年度より、積立金制度を開始しました。特別な事業を行う場合など、計画的に事業を行っていくために是非ご活用ください。



【問い合わせ先】

佐世保市 市民生活部 コミュニティ・協働推進課 0956-24-1111